



て、又それを現実の問題としても必ず第一回の所長からさような方針を以て選定したいと思つておりますと御了承を願いたいと思ひます。

それから次に第六條の第二項、重要な事項といふことにつきましては、これはもつと明確にこの重要な事項といふことを示して貰いたいというようなお話でありましたが、これは第二項において毎年の事業計画、調査研究の委託、その他の重要事項といふものは、これは、研究上運営の上においても今後起るべき極めて重大なる問題が沢山あると思ひますが、それらを指すのでありまして、予めこれを限定した重要な事項としては、かようなものではないかと限定することは、不便を來たすのではないかと思ふのであります。その点を御了承願ひたいと思ひます。

それから第七條の評議員の任命についてできるだけ民間の有能の士を評議員として採用するようにしたらどうか、ただ國家公務員法等に縛られて、却つて有能の士を逸するといふようなことはしないか、又折角有能の士を選定しても國家公務員法といふようなものによつて縛られるといふと、その就任を肯じないのではないか、こゝういふような御心配があるといふ御質問であります。これも極めて御尤もと思ひますが、これも極めて御尤もと思ひますが、現在文部当局もこれを実施するに當りましてはすでに数回御答弁申上げましたよう、創立委員会がございまして、その委員会によつて大凡その規格を定めて研究を進めて参つたのでありまして、この評議員の任命についても文部大臣が独断にかようなことを任命するといふようなことはいたさないつもりであります。

尙又今後人事委員会の細則ができることと思ひますが、その規則を作る場合におきましては、この評議員の任命については極めて只今の御質問の趣旨を採り入れることのできるようなふうの立案をするように人事委員会の方に文部当局として要望するつもりであります。

それから次に第十條の職員の選出の問題であります。これも公務員法の定めるところによりまして、極めて民主的にこれを扱つて行きたいと思ふのであります。所長が専断でこれを決定するのではなく、所長は文部大臣に上申し、文部大臣がこれを任命する、或いは又罷免するといふことに相成るものであります。その間文部行政の運用の上において大臣自体も十分御質問の趣意を尊重いたしまして、独断に陥り却つてかようなことから人事的に統制するといふか、統制がやがては研究の内容にまで及ぶといふようなことは絶対に相成らんように注意いたしたいと思つております。第十一條の名称の点であります。この名称はやはり法文的な名称といたしましては文部教官又は文部事務官と申すより外はちよつと申しようがないのではないかと思ふのであります。實際通俗的にはこれを研究所と申すのも一向差支えないことだと思ふのであります。これを法文の上に研究所員といふような名称を採用するといふようなことはちよつと困難ではないかと考えます。以上を以てお答えいたします。

○岩間正男君 ちよつと私も質問の要点が或いは懸かつたと思ひますが、第六條の重要事項すな、これについては私は法文の上に出たことを問題にし

たのではなくて現在どのような内容を政府としてはお考えになつておるか、それをお聞きしたのであります。第十條の選出の問題ですが、選出と同時に罷免の問題も含めておるか、その点について明らかにしたいと思ひます。

○政府委員(小野光洋君) 重要事項といふのは研究所の研究の方法その他についての重要事項でありまして、これは實際研究を進めて見ないといふと分らないこと、予め決められないこと、でありまして、予め決められないこととした次第であります。

それから選出の意味には勿論積極的には職員任命について選出するといふことがございまして、消極的にはその中に罷免も含まれておるものと御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(田中耕太郎君) 外に発言はございせんか。

○河野正夫君 この際速記に留める意味から予備審査のときとや重複するかも知れませんが、一、二点お伺ひたいと思ひます。

第一條の目的ですが、國立國語研究所の目的と在來からあるところの國語審議會の目的との關係を明確にして頂きたい。

それから第二は先程岩間委員から質問もありましたがその御答弁の中に第七條の問題であります。その御答弁の中に創立準備委員会で評議員の選任を考へておるところいふようなお話でありましたが、学識経験のあるものを各界から集めるのだからと思ひます。が、どういふ方面から集めるつもりになつておるか、これは法律ではありませぬけれども、只今の準備委員会の状

況から見てどういふ方面から集めるつもりで、あるといふようなことがいわれ得ることと思ひますが、その点を明かにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(小野光洋君) 第一條の目的において國語研究所と、國語審議會と重複しないかその間の目的は如何といふ御質問でございまして、當國立國語研究所の方はこれは國語及び國民の言語生活に関する科学調査研究を行つていふことに、主として科学的調査研究を行うのであります。そうしてその結果國語の合理化的な確実な基礎を築くためといふことであります。が、この國立國語研究所は科学的な基礎を極めて政策を交へずこの厳正に取扱つて行きたいといふところにこの研究所の目的があるものであります。國語審議會の方はこれらの研究所において得られましたところの科学的な國語研究所のいろ／＼な基礎を如何に現実にマツチしてこれを實現するかといふことを審議する機關である、かように御了承を願ひたいと思ひます。

それから第七條の如何なる方面から評議員を任命するかといふこと、でございますが、これは大體國語学者、一般言語学者、或いは支那学者、外國文学者、民族学者或いは新聞或いは放送、國語運動家、教育者、心理学者、生理学者、或いは作家、學術研究会の代表者、或いは実業家、かようなこの國語問題についての各界の有識の士を評議員として委嘱したいと思つておるのであります。

○堀越君 質疑を終了して討論に入りたいと思ひますが……

○委員長(田中耕太郎君) 堀越君の動議に御賛成の方は……

○松野内君 ちよつと一言予備審査のときもお尋ねしたんですが、或るところでは國語の文字を使い、或るところでは國語國字といふ字を使つて説明しておられる、言語文字といふふうにも言われておる。單なる國語でありませぬけれども、これは文字を含むものといふことに了解したということ念のために申上げて置きます。

○政府委員(小野光洋君) 國語といふのは廣い意味においては國語、國字その他言語に関する一般の問題を含んだ意味でありまして、又それを分けました或いは又この國語にもなり、或いは國字にもなるというように御了承を願ひたいと思ひます。

○委員長(田中耕太郎君) それでは堀越君の動議のように質疑はこれで終了いたしました。討論に移ることにつきまして、御異議ございせんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○委員長(田中耕太郎君) それでは討論に入ります。

○河野正夫君 國語問題の研究ということにつきましては、すでに明治初年から引續いて断続的に行われておつたのであります。然るに極く戦時近くになりましたからは、例えば國語審議會といふようなものも、國語問題の研究といふことよりも、國語行政、言語行政といつたような方面に主眼点が置かれて、戦時中、科学的な研究それによつて國語政策の基礎を作るところのやうな研究といふものに重点がなかつたやうに思ふのであります。それ故に今國立國語研究所を作るといふための設置法が提案せられたのであります。が、その趣旨は極めて結構なことであ

り、

り、

り、

と申すのであります。ただ憾むらくはこういふ研究所は一般に民間の有力なる団体或いは個人によつて盛んに行われ、官僚的な統制によつて研究が進められるのでなくして、自由な学者の立場において研究が進められるという事は望ましいのであります。けれども、今日の國民經濟の状態において、民間の団体なり、有志なり、個人の学者なりが、有能な研究成果を上げるように研究を進めて行くというのには甚だ困難な状態にあるのであります。それ故にここに國立の研究所を建てるといふことは時宜を得たものとして賛意を表する者であります。ただこの法律の内容におきましては、先程質疑も行れておりましたが、評議員の任命乃至所長の任命というように、この間に、もう少し明確な民主的な方法がとられれば尚望ましい、その上に民間人を派山加える意味からいふと、いわゆる國家公務員法に基く一般職というよりな枠でこれを縛るといふようなことは、有能の士を迎えるには如何かと思ふ点もありません。けれども、現在のいふ／＼なる事情を総合して、それらについては一方においては運営に俟ち、一方においては將來の改正に俟つて目下の状況においてはこの原案で止むを得ないものと思ふます。この意味において原案に賛成いたします。

○岩間正男君 私も原案に賛成をする者であります。先程質問いたしました点について、先程又河野君から特に注意があつたのであります。私も懸念しておるところであります。今までの官僚行政の中にも申すところとうとういふような機構が作られてどうも國民大衆の生活の実体から遊離す

る、そういうことが非常にあり、更に戦時中はどういふ問題が國語統制となり、更にそれが思想、文化の統制まで及んで行つた実体を我々はず／＼と見て来たのであります。従つてこの法案は飽くまでそのようなところに赴くとしたならば非常に危険性があるものであります。そういう点から今後この法案の運営につきまして、飽くまで國民大衆の生活の実態に深く根を下ろし、そしてそれらの総合的な一つの文化の育成のために、十分なる力を盡すために本來の面目を発揮されることを私は切望して……、特に切望して、賛成の意を表します。

○松野重内君 私もこれには賛意を表したいものであります。この國立國語研究所の設置と並んで、これまでありし國語審議會等と、それ／＼その性格性を並んで活用できるようなふうな一段の工夫を望んで止みません。又先程各委員から質疑がありましたこととくに、これが運用されるに當つては是非民主的な意味を強調して扱われたいと要望してこれが賛成の意を表するものであります。

○鈴木憲一君 私はこの國立國語研究所はとうに生れるべきものであつたと思ふのであります。むしろ今回法文に現われて來ましたことは遅きに失した憾みがあつたものと思ふのであります。予備審査の際にもそういう点から、質問もいたしましたのであります。文相が大臣が提案理由の説明の際にも、これは明治以來の懸案であつたといふことを言つておられたのであります。併しながら質問してみますと、どうもそういうところ不足を感じましたので、そういう答弁であるなら

らば、これはどうも如何にも突如として現れた法案のように思われる、敗戦の結果或いは教育視察團の勧告にのみよるのではないかと、いふような懸念を強く一般國民が感得するのではないかと、いふに心配をされたのであります。その後、文部省からもこの國語問題の明治以來の年表が提出され、尙又山本委員から明治以來の先覚者たちが、非常にこの問題に対して苦心を重ねて來たといふ実情も話がありまして、尤ものことであると私もよく承知いたしましたのであります。そういう生れべきが、むしろ、遅きに失した感がある、ただ今後は生れた以上は大いに運営についてその独自の自主性というものを大いに期待いたしまして、進んで本案に賛成をいたすものであります。

○梅津錦一君 國語の問題はこれは國民の感情に繋がつてゐることは事實でありまして、結局昔から現在まで幾多を経て現代語ができたのです。この現代語は又將來どう／＼變つて行く。この姿がこの日本國民の生きて行く姿である、これを忘れては國語の研究は成り立たない。そういう意味で審議會と國語研究所との両方が、本當にマッチして行けば、それは成果を挙げることができる。併しながら國語研究所の方が獨善的に或いは調査、或いは科学的な基礎というものを楯にとつて、國民感情を忘れてゐるならば、死せる國語であつて、生きて行く國語にならない。私はそういう意味において、今後國語研究所が國民の生活と脱み合せて、生活から生れる言葉、生活から生れるところの内容、これが全部が國民の感情、意思を表示するところの國語

であり國字である。ですからこういうところをよく研究するというところに、この國語研究所の成果が挙げられるならば非常に幸いである。國語研究所の獨善的な一方的な調査に終らないように、多角的な調査によつて、この國民感情を純粹なものに仕上げて行くといふ重大な責任があるところと思ふのでこの点を強調いたしまして、この法案に賛成いたします。

○山本眞澄君 この國立國語研究所の請願といふものは、片山内閣の社会党内閣のときに請願で出て來たものであります。そのときに皆さんが文化委員におきまして、全員が賛成されたのであります。そして第二國會の民衆の若田内閣で、この予算を認めて呉れました。今度第三國會の吉田内閣において、國立國語研究所設置法案が提出されました。この國立國語研究所といふものが、本格的にこゝで通れば、実施されることになるものだと思います。予備審査のときにおきましては、岩間委員或いは河野委員その他の方々から、非常に急所を突いた質問がありました。それは速記に載らないのは非常に残念に思いますが、非常にいい質問がございまして、私も全く同感なんです、そういう点、本來言うたら実は僕は直すべきじゃないかと思ふのですけれども、併しながらそれをしておるとさまた／＼の点で実施の時期が遅れるというふうな慮れがありまします。恐らく他の委員の方々におかれましても、ともかくこの実施というふうな上で、御賛同になつておるのだと思ひますけれども、自分自身も全くそうなんです、我々は賛成をいたしま

すが、併しあのときの質問の要旨というものは、政府におかれましても十分に御理解下さいまして、民主的に、そして科学的にこの研究所が育つて行きますようにお計らいをお願いしたいと思います。先程鈴木委員からお話がありましたように、明治二年以來、殊に明治三十年前後におきましては、上田萬年博士が、あのときにおいて非常にこの國語の研究所の設置を叫ばれたにも拘わらず、單に國語の調査会の程度のものでしかなかつたのであります。併しその調査会のときでも、調査をやりましたことが大変な利益を得まして、私は民間におりました、國語の問題でいふ／＼やつておりましたが、それはあの時の研究が、無論賛成の方もありません。不賛成の方もありません。私にはあのときの研究資料が私の役を果しておるのであります。いま若しこの案が通るといふことになりましたならば、明治二年の前島密さんが、明治三十年前後におきましての上田さんが申したことが、大変遅時ではあります。とにかくここに実現ができるというふうなことは、これはもう國民全体、先程申しました各党ともやつたこととありますから、恐らく國民全体賛成であると思ひますが、又地下においても上田萬年、前島密というふうな先覚者も、無かし御満足であろうと思ひます。私もこの案が実施されるならば、何とも感慨に堪えないものがあるものであります。そういう意味におきまして、この原案に私は賛成をする者であります。

○委員長(田中耕太郎君) 外に御発言はございませんか……では、御意見も盡きたようでございますから、討論

は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。国立國語研究所設置法案、本案を可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○委員(田中耕太郎君) 全会一致でございます。国立國語研究所設置法案は全会一致を以て可決することに決定いたしました。尙本會議におきます委員長の前頭報告の内容は、本院規則第百四條によりまして、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長におきまして本案の内容、本委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することといたしまして、御承認願いますことに御異議はございませんか。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出いたしました報告書について、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可決することに賛成されました方は、順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

- 岩間 正男 堀越 儀郎
- 松野 喜内 鈴木 憲一
- 梅津 錦一 山本 勇造
- 河野 正夫 梅原 眞隆
- 三島 通陽

○委員(田中耕太郎君) それでは本

日はこれにて散会いたします。午後四時四十二分散会

出席者は左の通り。委員長 田中耕太郎君

- 理事 河崎 ナツ君
- 委員 松野 喜内君
- 高良 とみ君
- 岩間 正男君
- 梅津 錦一君
- 梅原 眞隆君
- 河野 正夫君
- 堀越 儀郎君
- 三島 通陽君
- 山本 勇造君
- 鈴木 憲一君
- 油井賢太郎君

- 委員 國務大臣 下條 康麿君
- 文部大臣 小野 光洋君
- 文部事務次官 日高第四郎君
- 文部事務官 稲田 清助君
- 文部事務局長 稲田 清助君
- 文部事務官 小野 光洋君
- 文部事務局長 日高第四郎君
- 文部事務局長 稲田 清助君

十一月十三日日本委員会に左の事件を付託された。一、公共図書館法の制定並びに國庫補助に関する請願(第百三十七号) 一、公共図書館法制定に関する陳情(第百四十六号)

第百三十七号 昭和二十三年十月二十日受理 公共図書館法の制定並びに國庫補助に関する請願 請願者 岐阜縣岐阜市議會議長 松原喜八

紹介議員 伊藤 修君 公共図書館法案によると、都道府縣に對しては經常費及び災害復旧費の二分の一を國庫で支弁し市に對しては公共図書館を設置しても、國庫補助されないので不合理であるから、都道府縣同様、市の設置する図書館に對しても國庫補助せられたいとの請願。

第四十六号 昭和二十三年十一月四日受理 公共図書館法制定に関する陳情 石川縣金澤市石川縣立図書館内 横野次郎外五名

わが國の教育機関中最も發達の遅れているのは図書館である。これは、社会教育上の一大欠陥であるばかりか、学校教育の性格をもゆがめてしまつてゐる、又社会人の大多数をして自学自習の機会を失わしめてゐるから、文化的機能を強化するにたる公共図書館法の制定と、図書館界の一大刷新を速かに実現せられたいとの陳情。

十一月二十五日日本委員会に左の事件を付託された。一、国立國語研究所設置法案(予備審査のための付託は十一月十八日)

十一月二十二日日本委員会に左の事件を付託された。一、佐世保市に國立長崎大学水産学部設置の請願(第百九十八号) 一、文部省宗務課存置に関する請願(五通)(第百二十六号)

一、新制高等学校の図画工作科を選択必修科目とするの請願(第百四十七号)

一、文部大臣の著作権を有する國定教科書の翻刻発行権の地方委譲に関する請願(第百四十八号) 一、松江城改築に関する請願(第百五十八号) 一、水産高等学校の教育改善に関する請願(第百七十八号)

第百九十八号 昭和二十三年十一月九日受理 佐世保市に國立長崎大学水産学部設置の請願 請願者 長崎縣議會議長 岡本直行 紹介議員 藤野繁雄君 門屋盛一君

新しい大学制度の施行によつて、長崎縣下の各大学、専門学校を統合して、國立長崎大学が設立されるが、佐世保市は、外洋に通ずる良港を有し、漁業基地としての施設も備わつており、また旧海軍軍用施設の使用も可能で、同大学水産学部の位置として好條件である上、地元でも経費分担の用意がある等設置には最も適しているから当市に同学部を設置せられたいとの請願。

第百十六号 昭和二十三年十一月十日受理 文部省宗務課存置に関する請願(五通) 請願者 和歌山縣伊都郡高野町 金剛峯寺内 森寛澄外四名 紹介議員 赤松常子君

するものであるから、宗務課を在置せられたいとの請願。

第百二十一号 昭和二十三年十一月十日受理 文部大臣の著作権を有する國定教科書の翻刻発行権の地方移譲に関する請願 請願者 宮城縣仙台市東三番町 一七〇東北教育圖書株式會社内 菅野千代夫

教育の地方分権と企業の独占排除等に即應して文部大臣が著作権を有している國定教科書の翻刻発行権を地方に在る日本教科書協會加入の書籍會社に委譲せられたいとの請願。

第百四十七号 昭和二十三年十一月十一日受理 新制高等学校の図画工作科を選択必修科目とするの請願 請願者 東京都立市南町東京 都立第二高等学校内 倉田三郎外一名 紹介議員 河野正夫君

新制高等学校の課程では、図画工作科等の藝術学科は、自由選択となつていて、大学入学試験に無関係なので、これを履修しない生徒が多数であるが、美的情操の陶冶によつて円満な人格の完成を期すために、図画工作科を選択必修科目に改められたいとの請願。

第百四十八号 昭和二十三年十一月十一日受理 文部大臣の著作権を有する國定教科書の翻刻発行権の地方委譲に関する請願 請願者 福島縣福島市大町二六 佐久間六郎外一名 紹介議員 油井賢太郎君 高橋啓君

この請願の趣旨は第二百二十一号と同じである。

第二百五十八号 昭和二十三年十一月十一日受理

松江城改築に関する請願

請願者 島根縣松江市長 小林

誠一外一名

紹介議員 宇都宮登君 伊達源一

郎君

國宝松江城は築城以來既に三百四十年を経過し、土台石壘はもろ論天守閣また大きく傾斜し崩壊の危険の状態にある。戦時中資材労力不力のために維持修繕は思うようにはかどらなかつた。今にして根本的改築をしなければ全くその原形を失う虞があることに戦災により全體的に多数の國宝建造物が烏有に帰している今日、今後貴重なこの史蹟保存の完べきを期すため緊急に本城の改築をせられたいとの請願。

第二百七十八号 昭和二十三年十一月十二日受理

水産高等学校の教育改善に関する請願

請願者 静岡縣志太郡焼津町焼

津、静岡縣立焼津水産

高等学校長 瀬沼秀夫

紹介議員 河崎ナツ君 梅津錦一

君

新制の水産高等学校の教育を改革して、水産教育の振興を期するため、そう合高等学校に統合の取止め、漁業科卒業生に対する上級海技免状の授與、海技教育の刷新向上、國立海洋漁業訓練所の設置並びに適當なる学校の國立移管等を実現せられて、世界の海に勇躍する水産指導者の養成を図られたいとの請願。

昭和二十三年十二月十日印刷

昭和二十三年十二月十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局